

令和6年度

子どものための教育・保育給付認定
教育・保育施設利用のご案内



◆◆◆ お問い合わせ先 ◆◆◆

丸森町子育て定住推進課 保育支援班

〒981-2192 丸森町字鳥屋120番地

電話 0224-72-3013

FAX 0224-72-3040

令和6年度教育・保育施設入所（園）申込方法

1 受付場所

丸森町役場：1階 子育て定住推進課（※各保育施設では受付しません）

2 受付期間 ※土・日・祝日を除く。

(1) 令和6年4月1日入所（園）を希望する場合

受付期間	受付時間
10月25日（水）～11月 2日（木）	8：30～17：15
11月 6日（月）～11月10日（金）	8：30～19：00

(2) 令和6年5月1日以降に入所（園）を希望する場合

年度当初（4月1日）以外の入所（園）を希望される場合は、以下の表を参考に希望月の前々月までに申請書を提出してください。入所（園）の相談は、随時受け付けていますのでお問い合わせください。

受付期間（例：8月入園）	受付内容
期間の定めなし ～6月14日	相談（児童の年齢、保護者の状況について等）
6月 1日 ～6月30日	下記の提出書類

3 提出書類

①子どものための教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書

※児童1人につき1部。（世帯で同時に2人以上の児童を申込む場合は、下記の添付書類は1部のみ提出してください）

②添付書類 ※保育を必要とする事由に該当する書類を添付してください。

③転入手続きに関する同意書 ※申込段階で町外に住所を有する方。

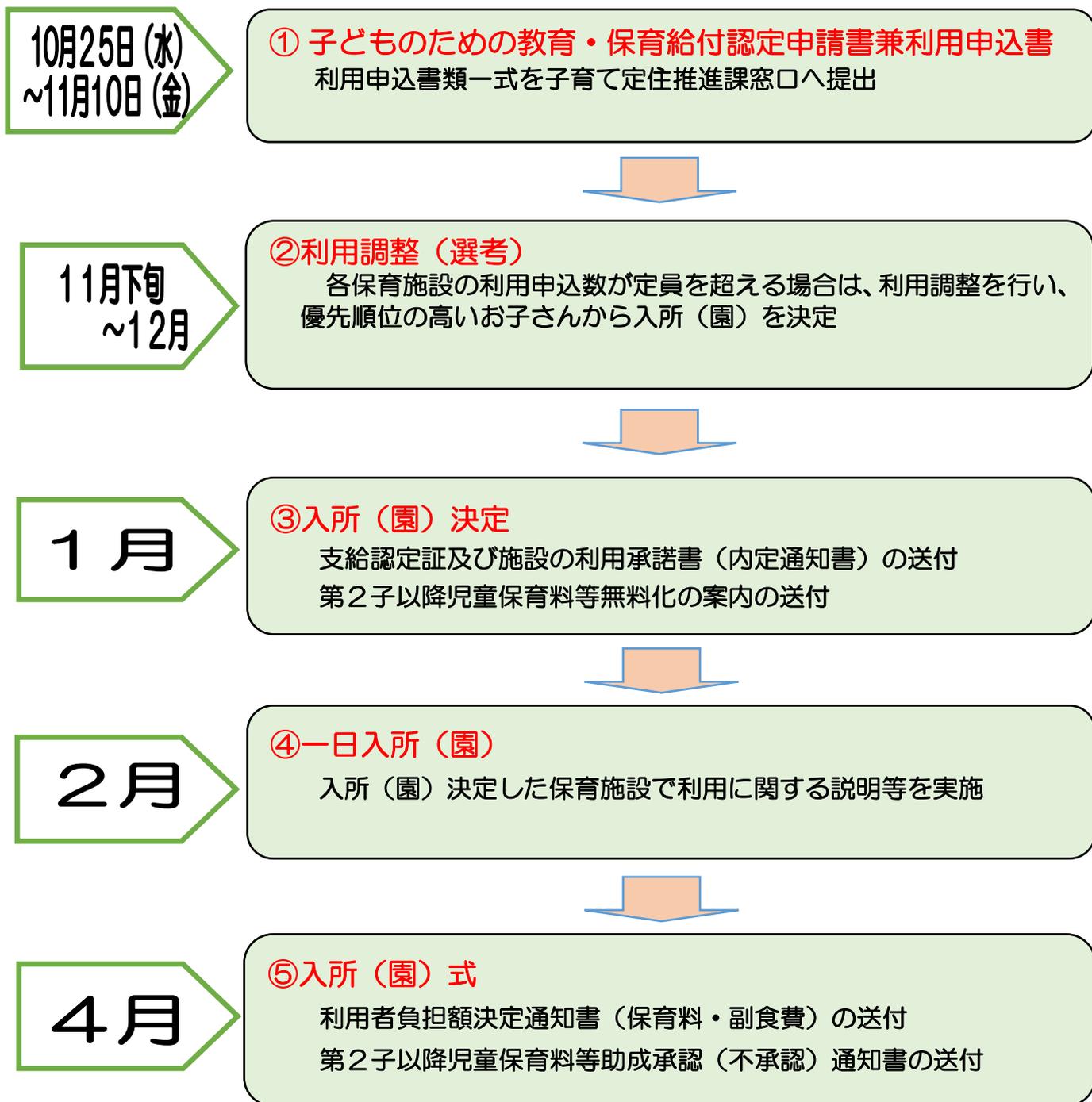
No.	保育を必要とする事由（保護者の状況）	添付書類
1	保護者が就労している方（産休・育休含む）	就労証明書（被用者・非被用者）
2	妊娠中もしくは出産前後の方	母子手帳の写し
3	疾病・負傷・障害により保育ができない方	申出書 + 診断書・障害者手帳・療育手帳等
4	同居の親族を常時介護又は看護している方	申出書 + 要介護認定結果通知書等
5	災害の復旧にあたっている方	申出書 + 災害復旧中である証明等
6	求職活動を継続的に行っている方	申出書（※申出書のみ）
7	学校教育法に規定する学校に就学している方	申出書 + 就学中である証明（学生証等）
8	虐待やDVの恐れがある方	※子育て定住推進課へご相談ください。

※保護者が単身赴任などで世帯が別であっても、保育を必要とする事由に該当する書類が必要です。

※申込段階において町外に住所を有する方の入所（園）が内定した場合は、入所（園）希望月の前月までに転入手続きを完了してください。

4 保育施設等を利用するにあたっての手続き（流れ）

利用申込から決定までの大まかな流れは、次のとおりです。



《ならし保育》

お子さんは、生活環境の変化により緊張と不安を感じます。そのため、入所（園）当初は保育時間を短くし、お子さんの様子に合わせて徐々に保育時間を長くする「ならし保育」を行います。年齢によって、ならし保育の期間が異なります。

《 備 考 》

定員を超えた場合は、優先度を審査し、利用調整により希望の保育施設に入所（園）できない場合があります。また、一斉受付期間終了後に書類が提出された場合は、受付期間内に提出した方を先に選考しますので、選考後の受入可能枠内での選考となります。

子どものための教育・保育給付認定

「子どものための教育・保育給付認定」（以下、教育・保育給付認定）とは、「子ども・子育て支援新制度」に該当する保育所や幼稚園、認定こども園などの利用を希望される方が受ける認定で、入所（園）の決定とは別に、保護者の就労状況等をもとに各ご家庭における保育の必要性や保育の必要量を判定するものです。

1 対象者

丸森町に住民登録をしており、保育所、幼稚園、認定こども園など、子ども・子育て支援新制度における給付対象施設の利用を希望する児童全員が対象です。

※施設の所在地にかかわらず、児童の住所がある自治体で対象者となります。

2 対象施設

- ・認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
- ・新制度移行幼稚園
- ・認可保育所
- ・地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

3 認定の要件

保護者が次のいずれかに該当する場合は、教育・保育給付認定を受けることで入所（園）申込みができます。町が認定する3つの区分に応じて、保育施設等の利用先が決まります。

（1）3つの認定区分及び認定時間

認定区分	認定時間	内 容	利 用 先	認定の要件
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	認定こども園 幼稚園	-
2号認定	保育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で「認定の要件」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認定こども園 保育所	保育を必要とする事由
	保育短時間認定			
3号認定	保育標準時間認定	お子さんが満3歳未満で「認定の要件」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認定こども園 保育所 地域型保育事業	保育を必要とする事由
	保育短時間認定			

※保育を必要とする事由によって、認定の有効期間が異なります。

【3号認定のお子さん】

お子さんの年齢が満3歳未満の場合は、満3歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までが教育・保育給付認定の有効期間となります。また、年度途中で認定区分が3号認定から2号認定に変更しても、年度内は利用者負担額（保育料）の額は3号認定の額と同じ額です。（変更手続は必要ありません）

(2) 認定事由・保育を必要とする事由

保護者（父母共に）が次のいずれかの要件に該当することが必要です。

次表は、基本的な取り扱いです。特別な事情がある場合は、子育て定住推進課にご相談ください。

認定事由		認定区分	保育必要量		認定期間
1	<ul style="list-style-type: none"> ・無し ・48時間未満の就労 ・教育標準認定を希望 ※3歳以上に限る 	1号認定	教育標準時間認定		小学校入学前日まで（3月31日）
2	就労	2号認定 3号認定	就労時間 120時間以上	保育標準時間認定 （最大11時間）	小学校入学前日まで（3月31日）[2号] 満3歳に達する日の前日まで[3号]
			就労時間 48時間以上 120時間未満	保育短時間認定 （最大8時間）	
3	妊娠中・出産後 （産前産後8週間に 限る。）	2号認定 3号認定	保育標準時間認定 （最大11時間）		いずれか短い期間 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学前日まで（3月31日）[2号] ・満3歳に達する日の前日まで[3号] ・出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の月末まで
4	疾病・障害等	2号認定 3号認定	保育短時間認定 （最大8時間）		小学校入学前日まで（3月31日）[2号] 満3歳に達する日の前日まで[3号]
5	同居親族介護等	2号認定 3号認定	保育短時間認定 （最大8時間）		小学校入学前日まで（3月31日）[2号] 満3歳に達する日の前日まで[3号]
6	震災、風水害、火災 その他の災害の復旧等	2号認定 3号認定	保育標準時間認定 （最大11時間）		小学校入学前日まで（3月31日）[2号] 満3歳に達する日の前日まで[3号]
7	求職活動 （起業の準備を含む）	2号認定 3号認定	保育短時間認定 （最大8時間）		いずれか短い期間 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学前日まで（3月31日）[2号] ・満3歳に達する日の前日まで[3号] ・効力発生日から起算して90日に到達する日の月末まで
8	就学・職業訓練	2号認定 3号認定	保育標準時間認定 （最大11時間）		いずれか短い期間 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学前日まで（3月31日）[2号] ・満3歳に達する日の前日まで[3号] ・保護者の卒業（終了）予定日の月末まで
9	児童虐待・DV	2号認定 3号認定	保育標準時間認定 （最大11時間）		小学校入学前日まで（3月31日）[2号] 満3歳に達する日の前日まで[3号]
10	育児休業中 （育休取得時にすでに 保育を利用している 子どもである場合）	2号認定 3号認定	保育短時間認定 （最大8時間）		いずれか短い期間 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学前日まで（3月31日）[2号] ・育児休業終了日の月末まで
11	その他、上記に類する 状態であると町長が 認められた場合	2号認定 3号認定	町長が必要と認める 保育必要量		町長が必要と認める期間

【支給認定証の交付】

「支給認定証」とは、教育・保育給付認定の申請内容を審査し、決定された認定区分及び認定時間を証明する証書です。交付された「支給認定証」は大切に保管してください。不認定の場合は、その旨お知らせします。

【教育・保育給付認定現況調査】

認定後は毎年1回、保育を必要とする事由に引き続き該当していることなど家庭状況確認のため、「教育・保育給付認定現況調査」を行います。

教育・保育給付認定現況調査により保育を必要とする事由に該当しなくなったことが判明した場合、または、提出がない場合は教育・保育給付認定が無効になり、在所（園）できなくなる場合がありますのでご注意ください。

【申請内容に変更が生じた場合】

記載事項等（例：住所、電話番号、保護者の就労状況、家族構成の変更及び家族の状況等）に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要です。変更の手続きについては、必要書類をご準備の上、各保育施設又は子育て定住推進課で行ってください。変更内容については、変更申請のあった月の翌月から適用となります。

【虚偽の申請があった場合】

申込みの内容や就労状況等に著しい虚偽があった場合は、入所（園）の承諾を取消す場合があります。家族の状況や就労状況に変更があった場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

【育児休業中の利用について】

出産に伴う育児休業開始前に既に保育所等へ入所（園）している児童は、希望があればそのまま継続入所（園）を認めています。

なお、育児休業に入る際、育児休業が終了する際は認定事由等の変更手続きが必要になりますので、子育て定住推進課で手続きを行ってください。育児休業終了日の月末までが有効期間です。

※育児休業を理由に新規で入所することはできませんのでご承知おきください。

（例：第2子出産育児休業期間 R6.5.10～（第1子入園中）継続入所可能
第2子出産育児休業期間 R6.5.10～（第1子未入園）新規入所不可

【育児休業明けの利用について】

出産に伴い育児休業を取得している家庭においては、育児休業期間が満了する日が属する月の前の月より入所（園）が可能です。

（例：育児休業期間 ～R6.7.14 まで ⇒ R6.6 月から入園が可能）

《ならし保育について》

お子さんは、生活環境の変化により緊張と不安を感じます。そのため、入所（園）当初は保育時間を短くしお子さんの様子に合わせて徐々に保育時間を長くする「ならし保育」を行います。年齢によって、ならし保育の期間が異なります。

目安：

年齢	期間
0歳児	約3週間
1～2歳児	約2週間
3～5歳児	約1週間

【令和6年度のクラス表】

（年齢基準：令和6年4月1日時点）

クラス	生年月日
0歳児	令和 5年4月2日～
1歳児	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日
2歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日
3歳児	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和 2年4月1日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日



丸森町における教育・保育給付対象施設一覧

《認定こども園（保育所型）》

公私	施設名	利用定員	対象児童		所在地	電話番号
私立	保育所型 認定こども園 丸森たんぼぼ こども園	90名	保育園 機能	2か月～小学 校就学前まで の児童	丸森町字鳥屋 120 番地	(0224) 86-4336
		10名	幼稚園 機能	3歳～小学校 就学前までの 児童		

		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19時
2号・3号認定 保育 標準時間認定 (保育園機能分)	利用時間	← 利用可能な時間帯 →												
	保育料	保育時間 (11時間)											延長 保育	
2号・3号認定 保育 短時間認定 (保育園機能分)	利用時間			← 利用可能な時間帯 →										
	保育料	延長 保育料	保育時間 (8時間)								延長 保育料	延長 保育料	延長 保育料	
1号認定 教育 標準時間認定 (幼稚園機能分)	利用時間			← 利用可能な時間帯 →						預かり保育				
	保育料			保育時間 (5時間)					預かり保育料					

《認可保育所》

公私	施設名	利用定員	対象児童		所在地	電話番号
私立	大内保育所	20名	6か月～小学校就学前 までの児童		丸森町大内字 西畑92番地7	(0224) 79-3119

		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19時
2号・3号認定 保育 標準時間認定	利用時間	← 利用可能な時間帯 →												
	保育料	保育時間 (11時間)												
2号・3号認定 保育 短時間認定	利用時間			← 利用可能な時間帯 →										
	保育料	延長 保育料	保育時間 (8時間)								延長 保育料	延長 保育料		

《認定こども園（幼保連携型）》

公私	施設名	利用定員	対象児童		所在地	電話番号
私立	幼保連携型 認定こども園 丸森ひまわり こども園	90名	保育園 機能	2か月～小学 校就学前まで の児童	丸森町館矢間館山 字玉川 136 番地 1	(0224) 87-6466
		10名	幼稚園 機能	3歳～小学校 就学前までの 児童		

		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19時
2号・3号認定 保育 標準時間認定 (保育園機能分)	利用時間	← 利用可能な時間帯 →												
	保育料	保育時間（11時間）											延長 保育	
		← 利用可能な時間帯 →												
2号・3号認定 保育 短時間認定 (保育園機能分)	利用時間	延長保育	保育時間（8時間）								延長保育	延長 保育		
	保育料	延長保育料	保育料（利用者負担金）								延長保育料	延長 保育料		
1号認定 教育 標準時間認定 (幼稚園機能分)	利用時間	← 利用可能な時間帯 →					保育時間（5時間）				預かり保育			
	保育料						保育料（利用者負担金）				預かり保育料			

《土曜日の利用について》

※土曜保育の実施場所は丸森ひまわりこども園です。

2・3号認定を受けた方

土曜保育を希望する方は、利用する施設へお問い合わせください。

1号認定を受けた方

預かり保育での利用が可能です。利用する施設へお問い合わせください。

《広域入所》

丸森町外の施設へ入所を希望される場合は、丸森町及び施設が所在する自治体、双方の判断基準（就労先住所が施設と同住所地等）により、広域入所が可能かどうか判断されます。手続きの内容や判断基準は自治体により様々ですので、詳しい内容については都度お問い合わせください。

第2子以降保育料等無料化事業について

丸森町では、「第2子以降児童保育料等無料化事業」を実施しています。

第2子以降の**保育料**及び**副食費**を全額助成することにより無料化を行っています。必要な要件を満たし、承認を受けた児童が対象です。

※保育料及び副食費のみが無料化対象です。（延長保育料や施設等利用給付に該当する利用料は無料化の対象になりません）

※申請方法については、入所（園）の決定した方に改めてお知らせします。

利用者負担額（保育料・副食費）について

1 利用者負担額（保育料・副食費）について

利用者負担額（保育料・副食費）は、保護者の市町村民税額を合算して算定します。入所（園）児童の保護者がひとり親家庭かつ市町村民税非課税である場合は、同居している祖父母等のうち収入の高い者を家計の主宰者として算定対象とします。

なお、世帯分離をしても同居家族とみなします。

令和5年度	令和6年度		令和7年度
9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和5年度の市町村民税額で算定		令和6年度の市町村民税額で算定	

※階層区分の算定に使用する市町村民税額とは、税額控除前の市町村民税額から調整控除のみを控除した額です。調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除（ふるさと納税）、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除）は利用者負担額（保育料）の算定には適用されません。

【修正申告等により税額に変更があったとき】

修正申告等により、税額に変更が生じた場合は、速やかに子育て定住推進課までお知らせください。子育て定住推進課に変更の届出があった日の翌月から変更後の市町村民税額で保育料及び副食費の決定をします。（遡及はしません）

【住民税が未申告の場合】

未申告の方は、速やかに申告をお願いします。未申告の場合は、保育料及び副食費の算定が行えませんが、最高階層額で決定されます。

なお、申告後に変更手続きを行った日の翌月から保育料及び副食費が変更になります。（遡及して還付等を行いません）

【母子・父子世帯、障害児（者）、多子の軽減措置】

母子・父子世帯、障害児（者）、兄弟姉妹のいる世帯は保育料及び副食費の軽減措置があります。ただし、主宰者の収入額等により減免にならない場合があります。

※離婚調停中の場合でも、そのことが証明できる書類を提出していただければ、適用します。

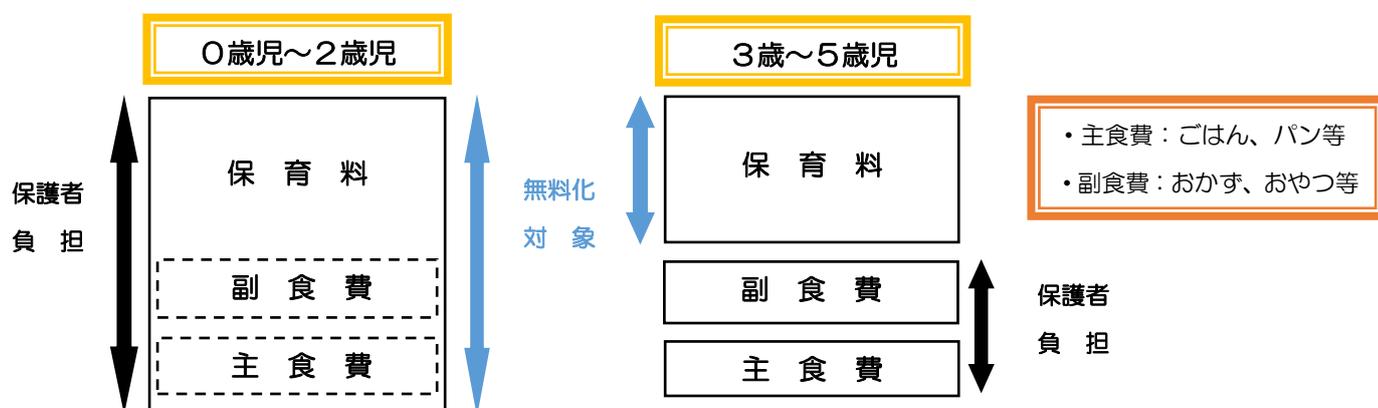
2 幼児教育・保育の無償化について

【保育料の無償化】

幼児教育・保育の無償化制度により、3歳～5歳児と、市町村民税非課税世帯の0歳児～2歳児の保育料は無償です。

※延長保育料は無償化の対象外です。

認定区分	施設・サービス	3歳～5歳児	0歳児～2歳児	保育の必要性
1号	幼稚園 認定こども園（教育利用）	無 償	—	—
2号 3号	認定こども園（保育利用） 認可保育所 地域型保育事業	無 償	市町村民税非課税世帯のみ 無償	要



【子育てのための施設等利用給付認定】

幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）の預かり保育事業、一時預かり事業、認可外保育施設等を利用する方で、保育の必要性の認定（認定には保護者が就労しているなどの要件が必要）を受けた場合にも無償化の対象です。

無償化給付を受けるには「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要です。

認定区分	施設・サービス	3歳～5歳児	0歳児～2歳児	保育の必要性
		無償化の上限額		
新1号	・新制度未移行幼稚園 ・特別支援学校幼稚部	月額25,700円 まで無償	—	—
新2号	・預かり保育事業 （一時預かり事業（幼稚園型））	月額11,300円 まで無償 （利用日数×450円）	—	要
新2号	・認可外保育施設 ・一時保育事業 （一時預かり事業（一般型））	月額37,000円 まで無償	—	要
新3号	・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業	—	市町村民税非課税世帯のみ 月額42,000円 まで無償	

【令和6年度利用者負担額表(月額)】

《丸森町》

多子カウント年齢制限なし

多子カウント年齢制限あり(小学校3年生以下)

国階層区分	階層区分		利用者負担金	
			1号認定 教育標準時間	1号認定副食費
①	A	①生活保護世帯	0円	0円
②	B	②町民税非課税世帯 (町民税所得割非課税世帯含む)	0円	0円
		母子世帯等	0円	0円
③	C	③町民税所得割課税額 77,100円以下	0円	0円
		母子世帯等	0円	0円
④	D1	④町民税所得割課税額 211,200円以下	0円	4,000円
⑤	D2	⑤町民税所得割課税額 211,201円以上	0円	4,000円
1号認定において D階層において、幼稚園年少から小学校3年までの範囲で、最年長の子どもから順に3人目以降については0円とする。				
2号認定において D1-2～D13階層において、小学校就学前の範囲で、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に3人目以降については0円とする。				
3号認定において C階層、D1-1～D3-1階層において、母子世帯等の場合、最年長の子ども(年齢制限なし)から順に2人目以降は0円とする。 C階層、D1-1階層において、最年長の子ども(年齢制限なし)から順に2人目は半額、3人目以降は0円とする。 D1-2～D13階層において、小学校就学前の範囲で、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。				
副食費の金額設定について 副食費の金額は、丸森町に所在する事業所の金額(令和5年10月1日現在)を記載しております。 ※副食費の金額については事業所が決定いたします。 令和6年度の副食費の金額は変更となる可能性があります。				
保育料の金額設定について 保育料の金額は、丸森町で認定を受けた場合の金額を記載しております。 ※保育料の金額については、国が定めた金額を勘案し町で決定いたします。				

多子カウント年齢制限なし

多子カウント年齢制限あり(小学校就学前)

国階層区分	階層区分		利用者負担金					
			2号認定保育料		3号認定			
			保育標準時間	保育短時間	2号認定副食費	保育標準時間	保育短時間	
①	A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
②	B	町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		母子世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
③	C1	町民税均等割課税世帯 (町民税所得割非課税世帯)	0円	0円	0円	18,000円	16,000円	
		母子世帯等	0円	0円	0円	8,500円	6,500円	
	C2	町民税所得割課税額 48,600円未満	0円	0円	0円	19,000円	17,000円	
		母子世帯等	0円	0円	0円	9,000円	7,000円	
④	D1-1	町民税所得割課税額 57,700円未満	0円	0円	0円	24,000円	22,000円	
		母子世帯等	0円	0円	0円	9,000円	9,000円	
	D1-2	町民税所得割課税額 61,000円未満	0円	0円	4,500円	24,000円	22,000円	
		母子世帯等	0円	0円	0円	9,000円	9,000円	
	D2	町民税所得割課税額 73,000円未満	0円	0円	4,500円	26,000円	24,000円	
		母子世帯等	0円	0円	0円	9,000円	9,000円	
	D3-1	町民税所得割課税額 77,101円未満	0円	0円	4,500円	28,000円	26,000円	
		母子世帯等	0円	0円	0円	9,000円	9,000円	
	D3-2	町民税所得割課税額 85,000円未満	0円	0円	4,500円	28,000円	26,000円	
	D4	町民税所得割課税額 97,000円未満	0円	0円	4,500円	30,000円	28,000円	
⑤	D5	町民税所得割課税額 115,000円未満	0円	0円	4,500円	33,500円	31,500円	
	D6	町民税所得割課税額 133,000円未満	0円	0円	4,500円	37,000円	35,000円	
	D7	町民税所得割課税額 151,000円未満	0円	0円	4,500円	40,500円	38,500円	
	D8	町民税所得割課税額 169,000円未満	0円	0円	4,500円	44,000円	42,000円	
⑥	D9	町民税所得割課税額 213,000円未満	0円	0円	4,500円	49,500円	47,500円	
	D10	町民税所得割課税額 257,000円未満	0円	0円	4,500円	55,000円	53,000円	
⑦	D11	町民税所得割課税額 301,000円未満	0円	0円	4,500円	60,500円	58,500円	
		町民税所得割課税額 397,000円未満	0円	0円	4,500円	80,000円	78,000円	
⑧	D13	町民税所得割課税額 397,000円以上	0円	0円	4,500円	86,000円	83,000円	